

# 介護給付費等の算定構造

## (平成19年4月施行版)

1	居宅介護サービス費	…	1
2	重度訪問介護サービス費	…	2
3	行動援護サービス費	…	3
4	重度障害者等包括支援サービス費	…	4
5	療養介護サービス費	…	5
6	生活介護サービス費	…	6
7	児童デイサービス費	…	7
8	短期入所サービス費	…	8
9	共同生活介護サービス費	…	9
10	施設入所支援サービス費	…	10
11	共同生活援助サービス費	…	11
12	自立訓練(機能訓練)サービス費	…	12
13	自立訓練(生活訓練)サービス費	…	13
14	宿泊型自立訓練サービス費	…	14
15	就労移行支援サービス費	…	15
16	就労移行支援(養成施設)サービス費	…	16
17	就労継続支援A型サービス費	…	17
18	就労継続支援B型サービス費	…	18
19	相談支援費	…	19
20	旧身体障害者入所更生施設支援費	…	20
21	旧身体障害者通所更生施設支援費	…	21
22	旧身体障害者入所療護施設支援費	…	22
23	旧身体障害者通所療護施設支援費	…	23
24	旧身体障害者入所授産施設支援費	…	24
25	旧身体障害者通所授産施設支援費	…	25
26	旧知的障害者入所更生施設支援費	…	26
27	旧知的障害者通所更生施設支援費	…	27
28	旧知的障害者入所授産施設支援費	…	28
29	旧知的障害者通所授産施設支援費	…	29
30	旧知的障害者通勤寮支援費	…	30

1 居宅介護サービス費

基本部分		注	注	注	注
		3級ヘルパー等により行われる場合	重度訪問介護研修修了者による場合	2人の居宅介護従業者による場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合
イ 居宅における身体介護	(1) 30分未満 (230単位)	× 70 / 100	1時間未満 (160単位) 2時間未満 (320単位) 3時間未満 (480単位) 3時間以上 (550単位に30分を増すごとに+70単位)	× 200 / 100	夜間もしくは早朝の場合 + 25 / 100 深夜の場合 + 50 / 100
	(2) 30分以上1時間未満 (400単位)				
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (580単位)				
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (655単位)				
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (730単位)				
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (805単位)				
	(7) 3時間以上 (875単位に 30分を増すごとに + 70単位)				
ロ 通院介助 (身体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (230単位)	× 90 / 100			
	(2) 30分以上1時間未満 (400単位)				
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (580単位)				
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (655単位)				
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (730単位)				
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (805単位)				
	(7) 3時間以上 (875単位に 30分を増すごとに + 70単位)				
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (80単位)	× 90 / 100			
	(2) 30分以上1時間未満 (150単位)				
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (225単位)				
	(4) 1時間30分以上 (295単位に 30分を増すごとに + 70単位)				
ニ 通院介助 (身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満 (80単位)	× 90 / 100			
	(2) 30分以上1時間未満 (150単位)				
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (225単位)				
	(4) 1時間30分以上 (295単位に 30分を増すごとに + 70単位)				
ホ 通院等乗降介助 (99単位)					
利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)		( 1回につき 150単位を加算 )			

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+	単位	所定単位数	+	単位
-	単位	所定単位数	-	単位
×	/ 100	所定単位数	×	/ 100
+	/ 100	所定単位数	+	所定単位数 × / 100

重度訪問介護

2 重度訪問介護サービス費

基本部分		注	注	注	注				
		重度障害者等の場合	障害程度区分6に該当する者の場合	2人の重度訪問介護従業者による場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合				
イ	1時間未満 (160単位)	+ 15 / 100	+ 75 / 1000	× 200 / 100	夜間もしくは早朝の場合 + 25 / 100  深夜の場合 + 50 / 100				
ロ	1時間以上2時間未満 (320単位)								
ハ	2時間以上3時間未満 (480単位)								
ニ	3時間以上4時間未満 (640単位)								
ホ	4時間以上5時間未満 (790単位)								
ヘ	5時間以上6時間未満 (940単位)								
ト	6時間以上7時間未満 (1,090単位)								
チ	7時間以上8時間未満 (1,240単位)								
リ	8時間以上12時間未満 (1,392単位に 1時間を増すごとに + 152単位)								
ヌ	12時間以上16時間未満 (1,991単位に 1時間を増すごとに + 143単位)								
ル	16時間以上20時間未満 (2,572単位に 1時間を増すごとに + 152単位)								
ヲ	20時間以上24時間未満 (3,171単位に 1時間を増すごとに + 143単位)								
移動介護加算	イ 1時間未満 (1回につき 100単位を加算)								
	ロ 1時間以上2時間未満 (1回につき 150単位を加算)								
	ハ 2時間以上3時間未満 (1回につき 200単位を加算)								
	ニ 3時間以上 (1回につき 250単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)					(1回につき 150単位を加算)				

3 行動援護サービス費

基本部分	注 従事者の要件 が基準に満た ない場合	注 2人の行動援 護従事者によ る場合
イ 30分未満 (230単位)	× 70 / 100	× 200 / 100
ロ 30分以上1時間未満 (400単位)		
ハ 1時間以上1時間30分未満 (580単位)		
ニ 1時間30分以上2時間未満 (728単位)		
ホ 2時間以上2時間30分未満 (876単位)		
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (1,024単位)		
ト 3時間以上3時間30分未満 (1,172単位)		
チ 3時間30分以上4時間未満 (1,320単位)		
リ 4時間以上4時間30分未満 (1,468単位)		
又 4時間30分以上 (1,616単位)		
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)		

4 重度障害者等包括支援サービス費

基本部分
イ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超える場合
ロ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合

## 5 療養介護サービス費

基本部分		注 地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の場合	注							
			利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	療養介護計画が作成されない場合					
イ 療養介護サービス費( )	(1) 定員40人以下	(904単位)	× 965 / 1000	× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100				
	(2) 定員41人以上60人以下	(885単位)								
	(3) 定員61人以上80人以下	(868単位)								
	(4) 定員81人以上	(857単位)								
ロ 療養介護サービス費( )	(1) 定員40人以下	(659単位)								
	(2) 定員41人以上60人以下	(629単位)								
	(3) 定員61人以上80人以下	(604単位)								
	(4) 定員81人以上	(591単位)								
ハ 療養介護サービス費( )	(1) 定員40人以下	(521単位)								
	(2) 定員41人以上60人以下	(495単位)								
	(3) 定員61人以上80人以下	(484単位)								
	(4) 定員81人以上	(476単位)								
ニ 療養介護サービス費( )	(1) 定員40人以下	(417単位)	× 965 / 1000	× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100				
	(2) 定員41人以上60人以下	(385単位)								
	(3) 定員61人以上80人以下	(371単位)								
	(4) 定員81人以上	(362単位)								
ホ 療養介護サービス費( )	(1) 定員40人以下	(417単位)								
	(2) 定員41人以上60人以下	(385単位)								
	(3) 定員61人以上80人以下	(371単位)								
	(4) 定員81人以上	(362単位)								
地域移行加算		(入院中1回、退院後1回を限度として、500単位を加算)								

6 生活介護サービス費

基本部分		注							
		注	注						
		地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	生活介護計画等が作成されない場合				
イ生活介護サービス費( )	(1) 定員40人以下 (1,262単位) (2) 定員41人以上60人以下 (1,232単位) (3) 定員61人以上80人以下 (1,177単位) (4) 定員81人以上 (1,162単位)	× 965 / 1000	× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100				
ロ生活介護サービス費( )	(1) 定員40人以下 (1,119単位) (2) 定員41人以上60人以下 (1,088単位) (3) 定員61人以上80人以下 (1,043単位) (4) 定員81人以上 (1,029単位)								
ハ生活介護サービス費( )	(1) 定員40人以下 (955単位) (2) 定員41人以上60人以下 (924単位) (3) 定員61人以上80人以下 (891単位) (4) 定員81人以上 (877単位)								
ニ生活介護サービス費( )	(1) 定員40人以下 (846単位) (2) 定員41人以上60人以下 (817単位) (3) 定員61人以上80人以下 (789単位) (4) 定員81人以上 (776単位)								
ホ生活介護サービス費( )	(1) 定員40人以下 (770単位) (2) 定員41人以上60人以下 (736単位) (3) 定員61人以上80人以下 (718単位) (4) 定員81人以上 (704単位)								
ヘ生活介護サービス費( )	(1) 定員40人以下 (696単位) (2) 定員41人以上60人以下 (667単位) (3) 定員61人以上80人以下 (645単位) (4) 定員81人以上 (633単位)								
ト生活介護サービス費( )	(1) 定員40人以下 (650単位) (2) 定員41人以上60人以下 (618単位) (3) 定員61人以上80人以下 (601単位) (4) 定員81人以上 (588単位)								
チ生活介護サービス費( )	(1) 定員40人以下 (606単位) (2) 定員41人以上60人以下 (578単位) (3) 定員61人以上80人以下 (564単位) (4) 定員81人以上 (551単位)								
リ生活介護サービス費( )	(1) 定員40人以下 (577単位) (2) 定員41人以上60人以下 (546単位) (3) 定員61人以上80人以下 (533単位) (4) 定員81人以上 (522単位)								
ヌ生活介護サービス費( )	(1) 定員40人以下 (547単位) (2) 定員41人以上60人以下 (515単位) (3) 定員61人以上80人以下 (510単位) (4) 定員81人以上 (496単位)								
ル生活介護サービス費(X1)	(1) 定員40人以下 (502単位) (2) 定員41人以上60人以下 (473単位) (3) 定員61人以上80人以下 (460単位) (4) 定員81人以上 (446単位)								
ヲ基準該当生活介護サービス費 (696単位)									
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき 41単位を加算)									
新事業移行時特別加算 (当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき 48単位を加算)									
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)									
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	(1) 1時間未満 (1回につき 187単位を加算) (2) 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)									
食事提供体制加算 (1日につき 42単位を加算)									

7 児童デイサービス費

基本部分	
イ 児童デイサービス費 ( )	(1) 平均利用人員10人以下/日 ( 754単位 )
	(2) 平均利用人員11人以上20人以下/日 ( 508単位 )
	(3) 平均利用人員21人以上/日 ( 396単位 )
ロ 児童デイサービス費 ( )	(1) 平均利用人員10人以下/日 ( 407単位 )
	(2) 平均利用人員11人以上20人以下/日 ( 283単位 )
	(3) 平均利用人員21人以上/日 ( 231単位 )
家庭連携加算 (月2回を限度)	(1) 1時間未満 ( 1回につき 187単位を加算 ) (2) 1時間以上 ( 1回につき 280単位を加算 )
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	(1) 1時間未満 ( 1回につき 187単位を加算 ) (2) 1時間以上 ( 1回につき 280単位を加算 )
送迎加算	( 片道につき 54単位を加算 )
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	( 1回につき 150単位を加算 )

注		
利用者の数が利用定員を超える場合	又は 指導員若しくは保育士又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	児童デイサービス計画又は基準該当児童デイサービス計画が作成されない場合
× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100



8 短期入所サービス費

基本部分		注		
		利用者の数が利用定員を超える場合	従業員の員数が基準に満たない場合	
イ 短期入所サービス費( )	(1) 区分6	( 890単位 )	× 70 / 100	× 70 / 100
	(2) 区分5	( 757単位 )		
	(3) 区分4	( 624単位 )		
	(4) 区分3	( 562単位 )		
	(5) 区分1・2	( 490単位 )		
ロ 短期入所サービス費( )	(1) 区分3	( 757単位 )	× 70 / 100	× 70 / 100
	(2) 区分2	( 593単位 )		
	(3) 区分1	( 490単位 )		
ハ 短期入所サービス費( )		( 2,400単位 )		
ニ 短期入所サービス費( )		( 1,400単位 )		
食事提供体制加算		( 1日につき 68単位を加算 )		

9 共同生活介護サービス費

基本部分		注	
		大規模住居減算	世話人、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合
イ 共同生活介護サービス費	(1) 区分6 (444単位)	入居定員が8人以上 ×95 / 100	共同生活介護計画が作成されていない場合
	(2) 区分5 (353単位)		
	(3) 区分4 (300単位)		
	(4) 区分3 (273単位)		
	(5) 区分2 (210単位)		
ロ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費 (142単位)		入居定員が21人以上 ×93 / 100	×70 / 100
ハ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例) (210単位)			
夜間支援体制加算	イ 夜間支援対象利用者10人以下	(1) 区分5、6 (1日につき 97単位を加算)	
	ロ 夜間支援対象利用者11人	(1) 区分5、6 (1日につき 85単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 40単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 20単位を加算)	
ハ 夜間支援対象利用者12人	イ 夜間支援対象利用者12人	(1) 区分5、6 (1日につき 83単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 38単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 17単位を加算)	
	ロ 夜間支援対象利用者13人	(1) 区分5、6 (1日につき 79単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 34単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 15単位を加算)	
ニ 夜間支援対象利用者14人	イ 夜間支援対象利用者14人	(1) 区分5、6 (1日につき 72単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 27単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 13単位を加算)	
	ロ 夜間支援対象利用者15人	(1) 区分5、6 (1日につき 71単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 26単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 11単位を加算)	
ヘ 夜間支援対象利用者16人	イ 夜間支援対象利用者16人	(1) 区分5、6 (1日につき 71単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 26単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 9単位を加算)	
	ロ 夜間支援対象利用者17人	(1) 区分5、6 (1日につき 68単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 23単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 8単位を加算)	
リ 夜間支援対象利用者18人	イ 夜間支援対象利用者18人	(1) 区分5、6 (1日につき 63単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 18単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 7単位を加算)	
	ロ 夜間支援対象利用者19人	(1) 区分5、6 (1日につき 62単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 17単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 6単位を加算)	
ル 夜間支援対象利用者20人	イ 夜間支援対象利用者20人	(1) 区分5、6 (1日につき 61単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 16単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 5単位を加算)	
	ロ 夜間支援対象利用者21人以上30人以下	(1) 区分5、6 (1日につき 56単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 11単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 1単位を加算)	
重度障害者支援加算 (1日につき 26単位を加算)			
日中介護等支援加算 (1日につき 539単位を加算)			
自立生活支援加算 (支援を行った日から180日を限度として、1日につき 14単位を加算)			
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき 561単位を加算)		
	ロ 入院期間が7日以上 (1回につき 1,122単位を加算)		
帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき 187単位を加算)		
	ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき 374単位を加算)		
小規模事業加算 (平成18年10月1日から平成20年3月31日までの間)		小規模事業加算 (平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間)	
(1) 定員4人 (1日につき 37単位を加算)		(1) 定員4人 18単位 (2) 定員5人 7単位	
(2) 定員5人 (1日につき 14単位を加算)			
小規模事業夜間支援体制加算 (平成18年10月1日から平成20年3月31日までの間)	(一) 夜間支援対象利用者4人	a 区分5、6 (1日につき 127単位を加算) b 区分4 (1日につき 65単位を加算) c 区分2、3 (1日につき 26単位を加算)	小規模事業夜間支援体制加算 (平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間)
	(二) 夜間支援対象利用者5人	a 区分5、6 (1日につき 98単位を加算) b 区分4 (1日につき 46単位を加算) c 区分2、3 (1日につき 22単位を加算)	(一) 夜間支援対象利用者4人 a 区分5、6 63単位 b 区分4 32単位 c 区分2、3 13単位
	(三) 夜間支援対象利用者6人	a 区分5、6 (1日につき 73単位を加算) b 区分4 (1日につき 33単位を加算) c 区分2、3 (1日につき 18単位を加算)	(二) 夜間支援対象利用者5人 a 区分5、6 49単位 b 区分4 23単位 c 区分2、3 11単位
	(四) 夜間支援対象利用者7人	a 区分5、6 (1日につき 57単位を加算) b 区分4 (1日につき 19単位を加算) c 区分2、3 (1日につき 11単位を加算)	(三) 夜間支援対象利用者6人 a 区分5、6 36単位 b 区分4 16単位 c 区分2、3 9単位
	(五) 夜間支援対象利用者8人	a 区分5、6 (1日につき 42単位を加算) b 区分4 (1日につき 12単位を加算) c 区分2、3 (1日につき 8単位を加算)	(四) 夜間支援対象利用者7人 a 区分5、6 28単位 b 区分4 9単位 c 区分2、3 5単位
	(六) 夜間支援対象利用者9人	a 区分5、6 (1日につき 32単位を加算) b 区分4 (1日につき 5単位を加算) c 区分2、3 (1日につき 3単位を加算)	(五) 夜間支援対象利用者8人 a 区分5、6 21単位 b 区分4 6単位 c 区分2、3 4単位
			(六) 夜間支援対象利用者9人 a 区分5、6 16単位 b 区分4 2単位 c 区分2、3 1単位

10 施設入所支援サービス費

基本部分		注			
		地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合 生活支援員の員数が基準に満たない場合 施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合		
イ 施設入所支援サービス費( )	(1) 定員40人以下 (400単位) (2) 定員41人以上60人以下 (309単位) (3) 定員61人以上80人以下 (255単位) (4) 定員81人以上 (231単位)	× 965 / 1000	× 70 / 100 × 95 / 100 × 95 / 100		
ロ 施設入所支援サービス費( )	(1) 定員40人以下 (381単位) (2) 定員41人以上60人以下 (289単位) (3) 定員61人以上80人以下 (238単位) (4) 定員81人以上 (214単位)				
ハ 施設入所支援サービス費( )	(1) 定員40人以下 (359単位) (2) 定員41人以上60人以下 (266単位) (3) 定員61人以上80人以下 (219単位) (4) 定員81人以上 (195単位)				
ニ 施設入所支援サービス費( )	(1) 定員40人以下 (281単位) (2) 定員41人以上60人以下 (214単位) (3) 定員61人以上80人以下 (179単位) (4) 定員81人以上 (162単位)				
ホ 施設入所支援サービス費( )	(1) 定員40人以下 (270単位) (2) 定員41人以上60人以下 (203単位) (3) 定員61人以上80人以下 (170単位) (4) 定員81人以上 (153単位)				
ヘ 施設入所支援サービス費( )	(1) 定員40人以下 (262単位) (2) 定員41人以上60人以下 (195単位) (3) 定員61人以上80人以下 (163単位) (4) 定員81人以上 (146単位)				
ト 施設入所支援サービス費( )	(1) 定員40人以下 (256単位) (2) 定員41人以上60人以下 (188単位) (3) 定員61人以上80人以下 (158単位) (4) 定員81人以上 (141単位)				
チ 施設入所支援サービス費( )	(1) 定員40人以下 (188単位) (2) 定員41人以上60人以下 (146単位) (3) 定員61人以上80人以下 (127単位) (4) 定員81人以上 (115単位)				
リ 施設入所支援サービス費( )	(1) 定員40人以下 (184単位) (2) 定員41人以上60人以下 (141単位) (3) 定員61人以上80人以下 (124単位) (4) 定員81人以上 (112単位)				
ヌ 施設入所支援サービス費( )	(1) 定員40人以下 (180単位) (2) 定員41人以上60人以下 (138単位) (3) 定員61人以上80人以下 (121単位) (4) 定員81人以上 (109単位)				
ル 施設入所支援サービス費(XI)	(1) 定員40人以下 (115単位) (2) 定員41人以上60人以下 (99単位) (3) 定員61人以上80人以下 (92単位) (4) 定員81人以上 (88単位)				
重度障害者支援加算	(1) 重度障害者支援加算( ) (1日につき 28単位を加算) (2) 重度障害者支援加算( ) (一)施設入所支援サービス費( ) (1日につき 40単位を加算) (二)施設入所支援サービス費( ) (1日につき 164単位を加算) (三)施設入所支援サービス費( ) (1日につき 306単位を加算) (四)施設入所支援サービス費( ) (1日につき 435単位を加算) (五)施設入所支援サービス費( ) (1日につき 505単位を加算) (六)施設入所支援サービス費( ) (1日につき 563単位を加算) (七)施設入所支援サービス費( ) (1日につき 605単位を加算) (八)施設入所支援サービス費( ) (1日につき 676単位を加算) (九)施設入所支援サービス費( ) (1日につき 704単位を加算) (十)施設入所支援サービス費( ) (1日につき 730単位を加算) (十一)施設入所支援サービス費(XI) (1日につき 799単位を加算)			注 障害程度区分6であり、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用している場合、+ 22単位	
新事業移行時特別加算	(当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき 21単位を加算)				
入院・外泊時加算	(1) 定員60人以下 (320単位) (2) 定員61人以上80人以下 (272単位) (3) 定員81人以上 (247単位)			× 965 / 1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定
地域移行加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)				
入院時支援特別加算(月1回を限度)	(1) 6日を超える入院期間が7日未満 (1回につき 561単位を加算) (2) 6日を超える入院期間が7日以上 (1回につき 1,122単位を加算)				
栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算( ) (1) 定員41人以上60人以下 (1日につき 24単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき 17単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき 13単位を加算) ロ 栄養管理体制加算( ) (1) 定員41人以上60人以下 (1日につき 22単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき 15単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき 12単位を加算) ハ 栄養管理体制加算( ) (1) 定員41人以上60人以下 (1日につき 12単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき 8単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき 6単位を加算)				

11 共同生活援助サービス費

基本部分		注	注	
		大規模住居減算	世話人又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合
イ 共同生活援助サービス費 ( )	( 171単位 )	入居定員が 8人以上 x90 / 100  入居定員が 21人以上 x87 / 100	x70 / 100	x95 / 100
ロ 共同生活援助サービス費 ( )	( 116単位 )			
ハ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費	( 142単位 )			
<b>自立生活支援加算</b> ( 支援を行った日から180日を限度として、1日につき 14単位を加算 )				
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	( 1回につき 561単位を加算 )		
	ロ 入院期間が7日以上	( 1回につき 1,122単位を加算 )		
帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満	( 1回につき 187単位を加算 )		
	ロ 外泊期間が7日以上	( 1回につき 374単位を加算 )		
小規模事業加算 平成18年10月1日から平成20年3月31日までの間	(1) 定員4人	( 1日につき 37単位を加算 )	小規模事業加算 (平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間) (1)定員4人 18単位 (2)定員5人 7単位	
	(2) 定員5人	( 1日につき 14単位を加算 )		

12 自立訓練(機能訓練)サービス費

基本部分		注		注			
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合		利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
イ 機能訓練サービス費( )	(1) 定員40人以下	(639単位)	×965 / 1000	×70 / 100	×70 / 100	×95 / 100	×95 / 100
	(2) 定員41人以上60人以下	(608単位)					
	(3) 定員61人以上80人以下	(583単位)					
	(4) 定員81人以上	(547単位)					
ロ 機能訓練サービス費( )	(1) 1時間未満	(187単位)					
	(2) 1時間以上	(280単位)					
ハ 基準該当機能訓練サービス費		(639単位)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき 41単位を加算)					
新事業移行時特別加算		(当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき 48単位を加算)					
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)					
食事提供体制加算		(1日につき 42単位を加算)					

13 自立訓練(生活訓練)サービス費

基本部分		注		注			
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合		利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員、地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
イ 生活訓練サービス費( )	(1) 定員40人以下 (639単位) (2) 定員41人以上60人以下 (608単位) (3) 定員61人以上80人以下 (583単位) (4) 定員81人以上 (547単位)	×965 / 1000	×70 / 100	×70 / 100	×95 / 100	×95 / 100	
ロ 生活訓練サービス費( )	(1) 1時間未満 (187単位) (2) 1時間以上 (280単位)						
ニ 基準該当生活訓練サービス費 (639単位)							
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき 41単位を加算)							
新事業移行時特別加算 (当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき 48単位を加算)							
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)							
短期滞在加算	イ 短期滞在加算( ) (1日につき 180単位を加算) ロ 短期滞在加算( ) (1日につき 115単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)							
食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算( ) (1日につき 68単位を加算) ロ 食事提供体制加算( ) (1日につき 42単位を加算)						
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算( ) (1日につき 180単位を加算) ロ 精神障害者退院支援施設加算( ) (1日につき 115単位を加算)						
		平成19年4月1日から適用					

14 宿泊型自立訓練サービス費

基本部分		注		
		利用者の数が利用定員を超える場合	又は 生活支援員、地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合
八 生活訓練サービス費( )	(1) 利用期間が1年以内の場合 (270単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100
	(2) 利用期間が1年を超える場合 (162単位)			
新事業移行時特別加算 (当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき 48単位を加算)				
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)				
食事提供体制加算 (1日につき 42単位を加算)				

15 就労移行支援サービス費

基本部分		注		注			
		地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合		利用者の数が利用定員を超える場合	又は 職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
イ 就労移行支援サービス費 ( )	(1)定員40人以下 (736単位)	x965 / 1000	x70 / 100	x70 / 100	x95 / 100	x95 / 100	
	(2)定員41人以上60人以下 (705単位)						
	(3)定員61人以上80人以下 (663単位)						
	(4)定員81人以上 (629単位)						
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき41単位を加算)							
就労移行支援体制加算 (1日につき26単位を加算)							
新事業移行時特別加算 (当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき48単位を加算)							
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)							
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)						
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)							
食事提供体制加算 (1日につき42単位を加算)							
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算( ) (1日につき180単位を加算)	x965 / 1000	x70 / 100	x70 / 100	x95 / 100	x95 / 100	
	ロ 精神障害者退院支援施設加算( ) (1日につき115単位を加算)						

平成19年4月1日から適用



16 就労移行支援(養成施設)サービス費

基本部分		注		注			
		地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合		利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
□ 就労移行支援サービス費 ( )	(1)定員40人以下 (456単位)	x965 / 1000	x70 / 100	x70 / 100	x95 / 100	x95 / 100	
	(2)定員41人以上60人以下 (427単位)						
	(3)定員61人以上80人以下 (416単位)						
	(4)定員81人以上 (403単位)						
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき41単位を加算)							
就労移行支援体制加算 (1日につき26単位を加算)							
新事業移行時特別加算 (当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき48単位を加算)							
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)							
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)						
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)							
食事提供体制加算 (1日につき42単位を加算)							

17 就労継続支援A型サービス費

基本部分	注		注		
	地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合		利用者の数が利用定員を超える場合	又は 職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援A型計画等が作成されていない場合
イ 定員40人以下 (460単位)	x965 / 1000		x70 / 100	x70 / 100	x95 / 100
ロ 定員41人以上60人以下 (429単位)					
ハ 定員61人以上80人以下 (420単位)					
ニ 定員81人以上 (406単位)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき41単位を加算)					
就労移行支援体制加算 (1日につき26単位を加算)					
新事業移行時特別加算 (当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき48単位を加算)					
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)					
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき187単位を加算)				
	(2)1時間以上 (1回につき280単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)					
食事提供体制加算 (1日につき42単位を加算)					

18 就労継続支援B型サービス費

基本部分		注	注			注	
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援B型計画等が作成されていない場合	激変緩和加算	
イ 就労継続支援B型サービス費( )	(1)定員40人以下	x965 / 1000	x70 / 100	x70 / 100	x95 / 100		
	(2)定員41人以上60人以下						(504単位)
	(3)定員61人以上80人以下						(473単位)
	(4)定員81人以上						(464単位)
ロ 就労継続支援B型サービス費( )	(1)定員40人以下	x965 / 1000	x70 / 100	x70 / 100	x95 / 100		
	(2)定員41人以上60人以下						(450単位)
	(3)定員61人以上80人以下						(429単位)
	(4)定員81人以上						(420単位)
ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費	( - )					-	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算							(1日につき41単位を加算)
就労移行支援体制加算							(1日につき13単位を加算)
目標工賃達成加算							(1日につき26単位を加算)
新事業移行時特別加算							(当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき48単位を加算)
初期加算							(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満						(1回につき187単位を加算)
	(2)1時間以上						(1回につき280単位を加算)
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)							(1回につき150単位を加算)
食事提供体制加算							(1日につき42単位を加算)

19 相談支援費

基本部分	<p style="text-align: center;">注</p> 事業者の要件 が基準に満た ない場合
サービス利用計画作成費( ) <div style="text-align: right;">( 850単位 )</div>	
サービス利用計画作成費( ) <div style="text-align: right;">( 1,000単位 )</div>	-850単位

20 旧身体障害者入所更生施設支援費

基本部分			注	注	注	注	注									
			地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	常勤医師加算	重度重複障害者加算	激変緩和加算									
イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A ( 965単位 )	x965 / 1000	x70 / 100	1日につき+58単位	1日につき+99単位									
			b 区分B ( 772単位 )													
			c 区分C ( 655単位 )													
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A ( 689単位 )					1日につき+34単位								
			b 区分B ( 531単位 )													
			c 区分C ( 402単位 )													
		(三)定員61人以上90人以下	a 区分A ( 643単位 )						1日につき+24単位							
			b 区分B ( 459単位 )													
			c 区分C ( 324単位 )													
		(四)定員91人以上	a 区分A ( 570単位 )							1日につき+17単位						
			b 区分B ( 395単位 )													
			c 区分C ( 296単位 )													
		ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合								(一)定員40人以下	a 区分A ( 1,006単位 )	x965 / 1000	x70 / 100	1日につき+58単位	1日につき+99単位
												b 区分B ( 813単位 )				
												c 区分C ( 697単位 )				
											(二)定員41人以上60人以下	a 区分A ( 730単位 )				
b 区分B ( 572単位 )																
c 区分C ( 443単位 )																
(三)定員61人以上90人以下	a 区分A ( 685単位 )			1日につき+24単位												
	b 区分B ( 500単位 )															
	c 区分C ( 366単位 )															
(四)定員91人以上	a 区分A ( 611単位 )				1日につき+17単位											
	b 区分B ( 437単位 )															
	c 区分C ( 338単位 )															
入院・外泊時加算	イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)定員40人以下 ( 320単位 )	x965 / 1000			3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定										
		(2)定員41人以上60人以下 ( 320単位 )														
		(3)定員61人以上90人以下 ( 276単位 )														
		(4)定員91人以上 ( 238単位 )														
	ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)定員40人以下 ( 320単位 )														
		(2)定員41人以上60人以下 ( 320単位 )														
		(3)定員61人以上90人以下 ( 280単位 )														
		(4)定員91人以上 ( 244単位 )														
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)															
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)															
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	イ 6日を超える入院期間が7日未満 ( 1回につき 561単位を加算 )															
	ロ 6日を超える入院期間が7日以上 ( 1回につき 1,122単位を加算 )															
栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算 ( )	(1)定員41人以上60人以下 (1日につき 24単位を加算)														
		(2)定員61人以上90人以下 (1日につき 17単位を加算)														
		(3)定員91人以上 (1日につき 12単位を加算)														
	ロ 栄養管理体制加算 ( )	(1)定員41人以上60人以下 (1日につき 22単位を加算)														
		(2)定員61人以上90人以下 (1日につき 15単位を加算)														
		(3)定員91人以上 (1日につき 11単位を加算)														
	ハ 栄養管理体制加算 ( )	(1)定員41人以上60人以下 (1日につき 12単位を加算)														
		(2)定員61人以上90人以下 (1日につき 8単位を加算)														
		(3)定員91人以上 (1日につき 6単位を加算)														
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 定員40人以下 (1日につき 50単位を加算)															
	ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 30単位を加算)															
	ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 18単位を加算)															
	ニ 定員91人以上 (1日につき 13単位を加算)															

2.1 旧身体障害者通所更生施設支援費

基本部分				注	注	注	注						
				地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	激変緩和加算						
イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (403単位)	x965 / 1000	x70 / 100	1日につき+48単位							
			b 区分B (394単位)										
			c 区分C (384単位)										
		(二)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (551単位)					1日につき+48単位					
			b 区分B (514単位)										
			c 区分C (477単位)										
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 (420単位)											
		ロ 旧指定内部障害者更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合					(一)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (403単位)	x965 / 1000	x70 / 100	1日につき+48単位	
									b 区分B (394単位)				
									c 区分C (384単位)				
(二)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (551単位)			1日につき+48単位									
	b 区分B (514単位)												
	c 区分C (477単位)												
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 (420単位)													
入所時特別支援加算	通所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算)												
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)												
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満			(1回につき 187単位を加算)									
	ロ 1時間以上	(1回につき 280単位を加算)											
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)											
食事提供体制加算		(1日につき 42単位を加算)											

2.2 旧身体障害者入所療護施設支援費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			地方公共団体が設置する旧指定身体障害者療養施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	常勤医師加算	重度重複障害者加算	遷延性意識障害者加算	筋萎縮性側索硬化症等障害者加算	神経内科医加算	看護師加算	療養士加算	
イ 入所による指定旧法施設支援を行う場合	(1)定員10人	(一)区分A	(1,291単位)	x965 / 1000	x70 / 100	1日につき+99単位	1日につき+99単位	1日につき+31単位	1日につき+63単位	1日につき+44単位	1日につき+25.8単位	
		(二)区分B	(1,135単位)									
		(三)区分C	(979単位)									
	(2)定員11人以上20人以下	(一)区分A	(1,006単位)									
		(二)区分B	(928単位)									
		(三)区分C	(850単位)									
	(3)定員30人以上40人以下	(一)区分A	(1,431単位)									
		(二)区分B	(1,294単位)									
		(三)区分C	(1,157単位)									
	(4)定員41人以上60人以下	(一)区分A	(1,105単位)									
		(二)区分B	(1,023単位)									
		(三)区分C	(939単位)									
	(5)定員61人以上90人以下	(一)区分A	(1,084単位)									
		(二)区分B	(1,003単位)									
		(三)区分C	(907単位)									
	(6)定員91人以上	(一)区分A	(984単位)									
		(二)区分B	(902単位)									
		(三)区分C	(819単位)									
	入院・外泊時加算	イ 定員10人 (320単位) ロ 定員11人以上20人以下 (320単位) ハ 定員30人以上40人以下 (320単位) ニ 定員41人以上60人以下 (320単位) ホ 定員61人以上90人以下 (314単位) ヘ 定員91人以上 (282単位)	x965 / 1000									3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定
	入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき71単位を加算)										
	退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)										
	入院時特別支援加算 (月1回を限度)	イ 6日を超える入院期間が7日未満 (1回につき561単位を加算) ロ 6日を超える入院期間が7日以上 (1回につき1,122単位を加算)										
	栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算( )	(1)定員41人以上60人以下									(1日につき24単位を加算)
			(2)定員61人以上90人以下									(1日につき17単位を加算)
(3)定員91人以上			(1日につき12単位を加算)									
ロ 栄養管理体制加算( )		(1)定員41人以上60人以下	(1日につき22単位を加算)									
		(2)定員61人以上90人以下	(1日につき15単位を加算)									
		(3)定員91人以上	(1日につき11単位を加算)									
ハ 栄養管理体制加算( )		(1)定員41人以上60人以下	(1日につき12単位を加算)									
		(2)定員61人以上90人以下	(1日につき8単位を加算)									
		(3)定員91人以上	(1日につき6単位を加算)									

2.3 旧身体障害者通所療護施設支援費

基本部分			注 地方公共団体が設置する旧指定身体障害者療護施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 重度重複障害者加算	注 激変緩和加算			
□ 通所による指定旧法施設支援を行う場合	(1)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員4人以下	a 区分A (738単位)	x965 / 1000	x70 / 100	1日につき+48単位			
			b 区分B (715単位)						
			c 区分C (692単位)						
		(二)定員5人以上10人以下	a 区分A (1,226単位)				1日につき+48単位		
			b 区分B (1,216単位)						
			c 区分C (1,207単位)						
		(三)定員11人以上20人以下	a 区分A (871単位)					1日につき+48単位	
			b 区分B (866単位)						
			c 区分C (861単位)						
	(2)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)区分A (939単位)	1日につき+48単位						
		(二)区分B (865単位)							
		(三)区分C (791単位)							
	(3)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 (420単位)								
入所時特別支援加算	通所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算)								
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)								
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)								
	ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)								
食事提供体制加算	(1日につき 42単位を加算)								



2.4 旧身体障害者入所授産施設支援費

基本部分				注 地方公共団体が設置する旧指定特定身体障害者授産施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 重度重複障害者加算	注 激変緩和加算
イ 旧指定特定身体障害者入所授産施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (790単位)	x965 / 1000	x70 / 100	1日につき+99単位	-
			b 区分B (630単位)				
			c 区分C (514単位)				
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (543単位)				
			b 区分B (445単位)				
			c 区分C (335単位)				
		(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (495単位)				
			b 区分B (381単位)				
			c 区分C (302単位)				
		(四)定員91人以上	a 区分A (407単位)				
			b 区分B (319単位)				
			c 区分C (249単位)				
		入院・外泊時加算					
		ロ 定員41人以上60人以下 (320単位)					
		ハ 定員61人以上90人以下 (274単位)					
		ニ 定員91人以上 (229単位)					
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)						
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)						
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	イ 6日を超える入院期間が7日未満 (1回につき 561単位を加算)						
	ロ 6日を超える入院期間が7日以上 (1回につき 1,122単位を加算)						
栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算( )	(1)定員41人以上60人以下 (1日につき 24単位を加算)					
		(2)定員61人以上90人以下 (1日につき 17単位を加算)					
		(3)定員91人以上 (1日につき 12単位を加算)					
	ロ 栄養管理体制加算( )	(1)定員41人以上60人以下 (1日につき 22単位を加算)					
		(2)定員61人以上90人以下 (1日につき 15単位を加算)					
		(3)定員91人以上 (1日につき 11単位を加算)					
	ハ 栄養管理体制加算( )	(1)定員41人以上60人以下 (1日につき 12単位を加算)					
		(2)定員61人以上90人以下 (1日につき 8単位を加算)					
		(3)定員91人以上 (1日につき 6単位を加算)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 定員40人以下 (1日につき 50単位を加算)						
	ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 30単位を加算)						
	ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 18単位を加算)						
	ニ 定員91人以上 (1日につき 13単位を加算)						

2.5 旧身体障害者通所授産施設支援費

基本部分				注 地方公共団体が設置する旧指定特定身体障害者授産施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 重度重複障害者加算	注 激変緩和加算								
イ 旧指定特定身体障害者入所授産施設	(2)通所による指定旧施設支援を行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a b以外の場合	区分A (403単位)	x965 / 1000	x70 / 100	1日につき+48単位								
				区分B (394単位)											
				区分C (384単位)											
			b 分場において行う場合	区分A (514単位)											
				区分B (475単位)											
				区分C (436単位)											
		(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (551単位)												
			b 区分B (514単位)												
			c 区分C (477単位)												
			(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合 (420単位)												
			ロ 旧指定特定身体障害者通所授産施設	(1)(2)以外の場合					(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人	区分A (693単位)	x965 / 1000	x70 / 100	1日につき+48単位	
											区分B (656単位)				
区分C (579単位)															
b 定員21人以上40人以下	区分A (543単位)														
	区分B (519単位)														
	区分C (494単位)														
c 定員41人以上60人以下	区分A (433単位)														
	区分B (418単位)														
	区分C (387単位)														
d 定員61人以上	区分A (373単位)														
	区分B (362単位)														
	区分C (340単位)														
(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人	区分A (939単位)	x965 / 1000	x70 / 100	1日につき+48単位										
		区分B (865単位)													
		区分C (791単位)													
	b 定員21人以上40人以下	区分A (727単位)													
		区分B (677単位)													
		区分C (628単位)													
	c 定員41人以上60人以下	区分A (601単位)													
		区分B (571単位)													
		区分C (542単位)													
	d 定員61人以上	区分A (508単位)													
		区分B (487単位)													
		区分C (466単位)													
(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合 (420単位)															
(2)分場において行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (514単位)	x965 / 1000	x70 / 100	1日につき+48単位										
							b 区分B (475単位)								
							c 区分C (436単位)								
		(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合					a 区分A (551単位)								
							b 区分B (514単位)								
							c 区分C (477単位)								
		(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合 (420単位)													
		入所時特別支援加算					通所による指定旧施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算)								
		退所時特別支援加算					(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)								
		訪問支援特別加算(月2回を限度)					<input type="checkbox"/> 1時間未満 (1回につき 187単位を加算) <input type="checkbox"/> 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)								
		利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)					(1回につき 150単位を加算)								
		食事提供体制加算					(1日につき 42単位を加算)								

26 旧知的障害者入所更生施設支援費

基本部分				注 地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 重度重複障害者加算	注 強度行動障害者特別支援加算	注 激変緩和加算
イ 旧指定知的障害者入所更生施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員10人	a b以外の場合	区分A (595単位)	x965 / 1000	x70 / 100	1日につき+99単位	区分A 1日につき +481単位  区分B 1日につき +565単位  区分C 1日につき +722単位
				区分B (543単位)				
				区分C (491単位)				
			b 当該施設が主たる施設である場合	区分A (1290単位)				
				区分B (1238単位)				
				区分C (1,187単位)				
		(二)定員11人以上20人以下	a b以外の場合	区分A (568単位)				
				区分B (542単位)				
				区分C (516単位)				
			b 当該施設が主たる施設である場合	区分A (876単位)				
				区分B (850単位)				
				区分C (824単位)				
		(三)定員30人以上40人以下	a 区分A (827単位)					
			b 区分B (739単位)					
			c 区分C (612単位)					
		(四)定員41人以上60人以下	a 区分A (778単位)					
			b 区分B (692単位)					
			c 区分C (531単位)					
		(五)定員61人以上90人以下	a 区分A (708単位)					
			b 区分B (623単位)					
			c 区分C (507単位)					
		(六)定員91人以上	a 区分A (637単位)					
			b 区分B (545単位)					
			c 区分C (448単位)					
入院・外泊時加算	イ 定員10人 (320単位)	x965 / 1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定					
ロ 定員11人以上20人以下 (320単位)								
ハ 定員30人以上40人以下 (320単位)								
ニ 定員41人以上60人以下 (320単位)								
ホ 定員61人以上90人以下 (288単位)								
ヘ 定員91人以上 (252単位)								
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)							
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)							
自活訓練加算	イ 自活訓練加算( ) (入所者1人につき180日を限度として、1日につき 370単位を加算) ロ 自活訓練加算( ) (入所者1人につき180日を限度として、1日につき 469単位を加算)							
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	イ 6日を超える入院期間が7日未満 (1回につき 561単位を加算) ロ 6日を超える入院期間が7日以上 (1回につき 1,122単位を加算)							
栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算( )	(一)定員41人以上60人以下 (1日につき 24単位を加算)						
		(二)定員61人以上90人以下 (1日につき 17単位を加算)						
		(三)定員91人以上 (1日につき 12単位を加算)						
	(2)栄養管理体制加算( )	(一)定員41人以上60人以下 (1日につき 22単位を加算)						
		(二)定員61人以上90人以下 (1日につき 15単位を加算)						
		(三)定員91人以上 (1日につき 11単位を加算)						
	(3)栄養管理体制加算( )	(一)定員41人以上60人以下 (1日につき 12単位を加算)						
		(二)定員61人以上90人以下 (1日につき 8単位を加算)						
		(三)定員91人以上 (1日につき 6単位を加算)						

2.7 旧知的障害者通所更生施設支援費

基本部分				注	注	注	注	
				地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	激変緩和加算	
旧指定知的障害者入所更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (551単位)	x965 / 1000	x70 / 100	1日につき+48単位		
			b 区分B (514単位)					
			c 区分C (477単位)					
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (403単位)					
			b 区分B (394単位)					
			c 区分C (384単位)					
	(1)(2)以外の場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人					区分A (899単位)
								区分B (827単位)
								区分C (719単位)
		b 定員21人以上40人以下	区分A (700単位)					
			区分B (652単位)					
			区分C (555単位)					
c 定員41人以上60人以下	区分A (585単位)							
	区分B (557単位)							
	区分C (499単位)							
d 定員61人以上	区分A (497単位)							
	区分B (476単位)							
	区分C (435単位)							
(2)分場において行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	区分A (693単位)					
			区分B (656単位)					
			区分C (579単位)					
		b 定員21人以上40人以下	区分A (543単位)					
			区分B (519単位)					
			区分C (494単位)					
	c 定員41人以上60人以下	区分A (433単位)						
		区分B (418単位)						
		区分C (387単位)						
	d 定員61人以上	区分A (373単位)						
		区分B (362単位)						
		区分C (340単位)						
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 (420単位)							
	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (551単位)						
		b 区分B (514単位)						
c 区分C (477単位)								
(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (514単位)							
	b 区分B (475単位)							
	c 区分C (436単位)							
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 (420単位)								
入所時特別支援加算				通所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算)				
退所時特別支援加算				(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)				
訪問支援特別加算(月2回を限度)				イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算) ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)				(1回につき 150単位を加算)				
栄養管理体制加算				(1)栄養管理体制加算( ) (一)定員41人以上60人以下 (1日につき 30単位を加算) (二)定員61人以上 (1日につき 21単位を加算) (2)栄養管理体制加算( ) (一)定員41人以上60人以下 (1日につき 16単位を加算) (二)定員61人以上 (1日につき 11単位を加算)				
食事提供体制加算				(1日につき 42単位を加算)				

2.8 旧知的障害者入所授産施設支援費

基本部分			注 地方公共団体が設置する旧指定特知的障害者授産施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 重度重複障害者加算	注 激変緩和加算	
イ 旧指定特知的障害者入所授産施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (809単位)	x965 / 1000	x70 / 100	1日につき+99単位	
			b 区分B (755単位)				
			c 区分C (665単位)				
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (702単位)				-
			b 区分B (659単位)				
			c 区分C (572単位)				
		(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (606単位)				
			b 区分B (583単位)				
			c 区分C (521単位)				
		(四)定員91人以上	a 区分A (543単位)				
			b 区分B (506単位)				
			c 区分C (446単位)				
		入院・外泊時加算					
イ 定員40人以下 (320単位)							
ロ 定員41人以上60人以下 (320単位)							
ハ 定員61人以上90人以下 (283単位)							
ニ 定員91人以上 (246単位)							
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)						
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)							
自活訓練加算	イ 自活訓練加算( )	(入所者1人につき180日を限度として、1日につき 370単位を加算)					
	ロ 自活訓練加算( )	(入所者1人につき180日を限度として、1日につき 469単位を加算)					
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	イ 6日を超える入院期間が7日未満	(1回につき 561単位を加算)					
	ロ 6日を超える入院期間が7日以上	(1回につき 1,122単位を加算)					
栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算( )	(一)定員41人以上60人以下	(1日につき 24単位を加算)				
		(二)定員61人以上90人以下	(1日につき 17単位を加算)				
		(三)定員91人以上	(1日につき 12単位を加算)				
	(2)栄養管理体制加算( )	(一)定員41人以上60人以下	(1日につき 22単位を加算)				
		(二)定員61人以上90人以下	(1日につき 15単位を加算)				
		(三)定員91人以上	(1日につき 11単位を加算)				
	(3)栄養管理体制加算( )	(一)定員41人以上60人以下	(1日につき 12単位を加算)				
		(二)定員61人以上90人以下	(1日につき 8単位を加算)				
		(三)定員91人以上	(1日につき 6単位を加算)				

2.9 旧知的障害者通所授産施設支援費

基本部分			注 地方公共団体が設置する旧指定特定知的障害者授産施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 重度重複障害者加算	注 激変緩和加算				
イ 旧指定特定知的障害者入所授産施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (551単位)	x965 / 1000	x70 / 100	1日につき+48単位				
			b 区分B (514単位)							
c 区分C (477単位)										
(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合		a b以外の場合	区分A (403単位)							
			区分B (394単位)							
			区分C (384単位)							
b 分場において行う場合		区分A (514単位)								
		区分B (475単位)								
		区分C (436単位)								
ロ 旧指定特定知的障害者通所授産施設		(1)(2)以外の場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合				a 定員20人	区分A (939単位)	1日につき+48単位	
							b 定員21人以上40人以下	区分B (865単位)	1日につき+48単位	
区分C (791単位)								1日につき+48単位		
c 定員41人以上60人以下	区分A (727単位)		1日につき+48単位							
	区分B (677単位)		1日につき+48単位							
	区分C (628単位)		1日につき+48単位							
d 定員61人以上	区分A (601単位)		1日につき+48単位							
	区分B (571単位)		1日につき+48単位							
	区分C (542単位)		1日につき+48単位							
(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人		区分A (693単位)	1日につき+48単位						
			区分B (656単位)	1日につき+48単位						
			区分C (579単位)	1日につき+48単位						
b 定員21人以上40人以下	区分A (543単位)	1日につき+48単位								
	区分B (519単位)	1日につき+48単位								
	区分C (494単位)	1日につき+48単位								
c 定員41人以上60人以下	区分A (433単位)	1日につき+48単位								
	区分B (418単位)	1日につき+48単位								
	区分C (387単位)	1日につき+48単位								
d 定員61人以上	区分A (373単位)	1日につき+48単位								
	区分B (362単位)	1日につき+48単位								
	区分C (340単位)	1日につき+48単位								
(2)分場において行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (551単位)	x965 / 1000	x70 / 100	1日につき+48単位					
		b 区分B (514単位)								
		c 区分C (477単位)								
	(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (514単位)				区分B (475単位)				
						区分C (436単位)				
						(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 (420単位)				
	入所時特別支援加算					通所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算)				
	退所時特別支援加算					(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)				
	訪問支援特別加算(月2回を限度)					イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算) ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)				
	利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)					(1回につき 150単位を加算)				
	栄養管理体制加算					(1)栄養管理体制加算( ) (一)定員41人以上60人以下 (1日につき 30単位を加算) (二)定員61人以上 (1日につき 21単位を加算) (2)栄養管理体制加算( ) (一)定員41人以上60人以下 (1日につき 16単位を加算) (二)定員61人以上 (1日につき 11単位を加算)				
	食事提供体制加算					(1日につき 42単位を加算)				

30 旧知的障害者通勤寮支援費

		注	注	注
基本部分		地方公共団体が設置する旧指定知的障害者通勤寮の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	激変緩和加算
イ 区分A	( 298単位 )	x965 / 1000	x70 / 100	-
ロ 区分B	( 274単位 )			
ハ 区分C	( 251単位 )			
入院・外泊時加算		x965 / 1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定	
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)			
退所時特別支援加算		(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)		
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	イ 6日を超える入院期間が7日未満	(1回につき 561単位を加算)		
	ロ 6日を超える入院期間が7日以上	(1回につき 1,122単位を加算)		
食事提供体制加算		(1日につき 68単位を加算)		